

消防情報システム設計業務に関する協定書

消防指令業務の共同運用に関する基本協定書第5条の規定に基づき、大阪市（以下「甲」という。）及び松原市（以下「乙」という。）は、消防情報システムの設計業務に関して、必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（実施主体）

第1条 設計業務に係る事務は、甲が行う。

（経費負担）

第2条 設計業務に要する経費は、甲及び乙がそれぞれに負担するものとし、乙は甲に対してその経費を支払うものとする。

2 前項の経費は、甲及び乙の人口（以下「人口」という。）の合計に対する各人口の割合をもって負担するものとする。

3 前項の人口は、平成30年1月1日現在の住民基本台帳に基づくものとする。

4 第1項の規定により甲及び乙が負担する経費に円未満の端数が生じる場合については、その合計が設計業務に要する経費の額となるまで、当該経費に生じた端数の大きい市の額から当該端数を切り上げるものとし、もう一方の市が負担する当該経費に生じた端数を切り捨てるものとする。

（相互協力）

第3条 甲及び乙は、設計業務受注者との調整、各種事務手続その他の準備が円滑に行えるよう相互に協力しなければならない。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定の施行に関して必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定は、協定締結の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ各1通を保管するものとする。

令和元年8月30日

大阪市長

松 井 一 郎

松原市長

澤 井 宏 文